

就学制度の改善について

(大阪市教育委員会)

就学制度の改善について

平成 24 年 10 月
大阪市教育委員会

目 次

就学制度の改善について	P3
1 本市の就学校指定の現状について	
(1) 本市の小学校、中学校の現状	P4
(2) 就学する学校の指定制度	
① 就学校の指定及び指定外就学	P4
② 本市の通学区域の現状	P5
③ 調整区域等	P5
(3) 現在までの経緯	P5
(4) 現行の就学制度のメリット及び問題点	
① メリット	P6
② 問題点	P6
2 就学制度改善の考え方について	
(1) 就学制度の改善に向けた基本的な考え方	P7
(2) 就学制度改善の手法	
① 学校選択制	P8
② 指定外就学の基準の拡大	P8
(3) 現在の通学制度についての考え方	P8
3 就学制度改善の手法の概要	
(1) 学校選択制	
① 類型	P9
② 学校選択制の期待されるメリット	P11
③ 学校選択制の基本内容	P12
④ 学校選択制のための情報提供	P18
⑤ 課題と対応	P19

(2) 指定外就学の基準の拡大	
① 指定外就学の基準の取り扱い	P21
② 全市共通の項目	P21
③ 区で設定できる項目	P22
④ 指定外就学の基準の拡大のメリット	P24
⑤ 各学校で受け入れ枠の設定、申請受付、公開抽選、通学等	P24
⑥ 指定外就学の基準の拡大の課題と対応の考え方	P25
(3) 各手法の組み合わせ	
① 学校選択制と指定外就学の基準	P26
② 学校選択制と調整区域の関係の整理	P28
(4) 変則的な通学区域（区を跨る通学区域等）について	P28
(5) 他の市（守口市、門真市、大東市など）との区域外就学	P28
(6) 通学区域（校区）変更との関係	P29
4 障がいのある児童生徒等の就学について	
(1) 基本的な考え方	P29
(2) 特別支援学級に入級する児童生徒について	
① 学校選択制による選択について	P30
② 指定外就学について	P30
(3) 心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒について	P31
5 今後のスケジュール等について	
(1) 今後のスケジュール	P31
(2) 保護者を中心とした区民の意見聴取	P32
(3) 就学制度の検証	P32

就学制度の改善について

- ・本市は、これまで住所地による通学区域を設定し、それに基づき学校を指定している。また、昭和43年より現在まで、住所を偽って越境入学・通学するという不適正な就学の解消に向けて取り組んできている。
- ・国の規制緩和の流れの中で、平成15年に学校教育法施行規則が改正され、学校選択制が規定されたが、本市は、平成20年度に、卒業前の転居に伴い、最長2年間の指定外就学を認めるよう変更するなど、指定外就学の許可基準の見直しを一部行ったものの、これまで本市としての就学制度全般について、本格的に検討を行ってこなかった。
- ・教育委員会としては、保護者や市民の意見を広く聴いて判断するべきであるとし、3月より区長と連携し、保護者を含む区民に対し、学校選択制について意見を聴いてきた。通学区域の学校よりも隣の学校の方が通学距離が近く、安全である場合でも、通学区域外の学校に就学できないという現行の通学区域制度の課題に関する意見や子どもの就学に際し、保護者が関われない現行の制度に関する疑問の声も寄せられた。一方で、通学区域単位で、学校と地域が連携して取り組んでいるはぐくみネット事業等、子どもの登下校の見守り活動等で築いてきた学校と地域の関係は、大切にすべきであるという意見も多く寄せられた。
- ・並行して、4月より地域、保護者、PTA、公募委員等で行う熟議で、学校選択制を含む就学制度について、本市の小中学校に就学する子どもたちの最善の利益を図るため、障がいのある子ども、いじめ等、その他家庭的事情があり特に教育的配慮を要する子どもたちに配慮しながら、子どもや保護者の意向に応え、学校教育の活性化を図る観点から、議論を行ってきた。
- ・この間、大阪市会においても、学校選択制を含む就学制度について様々な議論が行われ、5月には、大阪市教育局基本条例が可決、公布・施行され、7月には、学校選択制の他に、指定外就学も含めて必要な事項を規則で定め、公表するものとする大阪市学校活性化条例が可決され、公布・施行された。10月5日には、熟議での議論がとりまとめられ、報告書が教育委員会に提出された。
- ・このような状況を踏まえ、教育委員会として、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、子どもや保護者の意向に応え、各区の実情に即した本市小中学校の就学制度の改善を図る必要があるとの結論に達し、学校選択制の制度化と指定外就学の基準の拡大を方向性とする「就学制度の改善について」をとりまとめた。

1 本市の就学校指定の現状について

(1) 本市の小学校、中学校の現状

- ・本市の平成 24 年度（平成 24 年 5 月 1 日現在、速報値）の小中学校の学校数、学級数は、小学校は 299 校、4,565 学級、中学校は 130 校、1,914 学級、児童生徒数は、小学校が 115,869 人、中学校は、56,720 人である。
- ・児童生徒数は、昭和 54 年当時と比べて半分以上に減少している。小学校の学校規模は小規模化しており、全学年単学級や 7～11 学級の小学校が増加し、全体の約 3 分の 1 を占めている。
- ・就学前の児童数は、平成 24 年 5 月 1 日現在、5 歳児、20,314 人、4 歳児、20,825 人、3 歳児、20,968 人、2 歳児、21,334 人、1 歳児、22,229 人、0 歳児、22,926 人である。
- ・本市の学校別教室数の状況については、小学校は、全体的に教室数に余裕のある学校は少なく、平成 24 年 5 月時点の推計で約 4 分の 1 の小学校が、通学区域内の児童だけで、数年後に教室不足になる可能性があり、収容対策が必要であると見込まれている。
- ・住之江区、東住吉区などの小学校には、比較的収容面で余裕のある小学校があるものの、特に北区、中央区、天王寺区、西区といった市内の中心部では、通学区域内に大型マンションの建設が予定されるなどにより、収容対策が必要と見込まれる学校も多い。
- ・小中学校の通学区域を単位として、学校と地域が連携し、「はぐくみネット」、「学校元気アップ地域本部」事業に取り組んでいる。特に小学校は、学校と地域との結びつきが強く、地域の方との交流や地域行事でも連携を行っている。また学校施設は、地域コミュニティの核であり、地域交流の場、避難所等地域防災の拠点となっている。

(2) 就学する学校の指定制度

- ① 就学校の指定及び指定外就学（本市の指定校変更制度を、本市では、「指定外就学」と言う。以下「指定外就学」）
 - ・本市では、あらかじめ住所地による通学区域を設定し、これに基づき学校を指定している。就学事務は、「教育委員会の事務の委任等に関する規則」により、区長に委任している。
 - ・本市における指定校の変更（「指定外就学」）については、学年途中の転居や保護者の就労等による留守家庭児童（小学生）、いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒の場合など、許可基準を定め、通学区域以外の学校への就学を認めている。
 - ・指定外就学の基準は、他都市と比べ項目が限定されており、また厳格

に運用されている。指定外・区域外就学の許可件数については、平成24年6月1日現在、小学校は、752件で、0.63%、中学校は、373件で0.66%であり、1%にも満たない状況である。

② 本市の通学区域の現状

- ・通学区域は、学校の長い沿革や地域住民の意思感情といった要素を土台として形成されている。特に小学校については、地域の自治組織の区域と概ね一致している所が多い。
- ・通学区域の設定・変更については、「教育委員会の事務の委任等に関する規則」により区長に委任している。
- ・学校の通学区域内の位置関係によって、通学区域の学校が、必ずしも距離が近くて安全であるとは限らない、中学校がその通学区域になく、隣の中学校の通学区域内に位置している、2つの行政区に跨っている、などの通学区域がある。また、1小学校の通学区域が2中学校の通学区域に分かれているなど、変則的な通学区域が存在する。
- ・北区や中央区には、数度の統合により拡大した通学区域があり、小学校の通学距離が2kmを超える地域が存在する。此花区、住之江区の臨海部にも広い通学区域がある一方、通学区域の面積が狭く、隣接する小中学校が近距離にある地域もあり、区によって通学区域の状況は異なっている。

③ 調整区域等

- ・本市では、学校の統廃合や、過大校解消のための分離新設、区画整理などの場合に、一部の地域に住む児童生徒について、通学区域の学校を指定校とするが、他の学校を「調整校」と予め定め、保護者の申請（希望）により、調整校に行くこともできるとしている地域を特例的に設けている。現在、調整区域は、11地域（8区）で設定されているが、区長が、地域の意見を調整して、教育委員会と協議の上決定している。

(3) 現在までの経緯

- ・本市は、住所地による通学区域を設定し、これまでこの通学区域に基づいて学校を指定してきている。
- ・いわゆる越境入学・通学とは、実際の居住地（生活の本拠地）以外の地を住所地として虚偽の住民票の登録を行い、本来就学すべき学校以外の学校へ就学すること、すなわち不正な住民登録に基づく就学の形態である。